

**相談者（Aさん）** 今度新しく町民課長に就任したAといいます。町民課では役場で町民の相談窓口を設置しているのですが、この新しい会社法についての相談がありました。専門的なことなので詳しくは弁護士さんや司法書士さんに相談するようにアドバイスしましたが、私たちが基本的な点だけは知っておく必要があると思います、今日伺いました。

**弁護士** ご存じのとおり平成一八年五月一日から「会社法」が施行されました。それに伴って従来の商法の一部や有限会社法等が廃止されるという文字どおりの大改正でした。今日は新しい会社法の特徴や、従来の有限会社が今後どうなるかについてお話ししたいと思います。

**Aさん** 資本金が一円でも株式会社が設立できるようになったというのは本当ですか。  
**弁護士** そのとおりです。ベンチャー企業への特例時限立法として同じような扱いが三年前から認められていたのですが、今回の会社法は正面から最低資本制度を撤廃しました。ちなみにこれまでは株式会社は一〇〇万円が、有限会社は三〇〇万円が最低資本金とされていきましたので抜本的な改正になります。  
**Aさん** 最低資本金制度が撤廃された理由は何かのですか。  
**弁護士** 一つは会社を設立しやすくするという

な株券の交付ではなく、当事者間の意思表示だけで譲渡ができます。もつとも、会社や第三者に譲渡を主張するためには株主名簿への記載が必要になります。  
**Aさん** 会社の組織についてはどのような改正がなされたのですか。  
**弁護士** 会社の実情に合わせた柔軟な機関設計が認められることになりました。中小会社を中心に話ししますと、株主総会と取締役は全ての会社に必要ですが、取締役会や監査役は設置が必須とはされなくなりました。また会計参与という新しい役職も選択肢に入れられました。

**Aさん** 機関設計についていろいろなパターンの選択が可能になったわけですね。  
**弁護士** そうですね。中小企業は実態に合わせた簡易な組織作りが可能になりましたので、特にこの改正のメリットを受けることになりました。  
**Aさん** 中小の株式会社を今までと同じ組織体制で運営する場合に、何か特別な手続きはあるのですか。  
**弁護士** 会社法施行に伴う整備法七六条二項によって、特に手続きを行わなくても、「定款に取締役会と監査役を置く旨の定めがあるものとみなす」というみなし規定が置かれたので、何もなくても現在の組織をその

法律に強くなる！

連載【まちづくりの法律相談】

第22回

# 新しい会社法について

ことがあげられます。例えば資金は無いけれども、高い技術力やノウハウを持っている人にとっては資本金を準備しなくてもよいことは大きなメリットになるでしょう。最近は一単にお金を借りることが難しいですからね。もう一つは資本金というものが常にそれ



まま継続できます。

**Aさん** これまでの有限会社はどのようなものですか。  
**弁護士** 今回会社法の施行に伴い、有限会社法は廃止されました。しかしながら上記の整備法二条一項により、これまでの有限会社が特別な手続きが無くても今後も特例有限会社として存続することが認められました。

**Aさん** その場合有限会社法は廃止されているのですから、どの法律が適用されることになるのですか。  
**弁護士** 会社法が適用されることになります。但し上記整備法により特例有限会社に特有の制度を残すことが認められています。一つは

に相当する純資産が存在することを保証するものではないという実態に着目したということです。

**Aさん** ええっ、そうなのですか。私は特許きり会社には常に資本金に相当するお金があるものだと思っていました。

**弁護士** 実際そのように誤解している方が多いようですね。でも現実には資本金は設立時等の払込金であって、会社の営業状況によっては純資産がそれを割り込むことも多いのです。  
**Aさん** そうなると資本金は会社にとっても債権者にとっても意味が無いものになってしまったのですか。  
**弁護士** 必ずしもそうではありません。少なくとも設立時や増資の際に現実に払い込まれたお金が資本金であり、商業登記簿謄本にも記載されますので、会社の信用力を計る有力な物差しにはなると思います。

**Aさん** 株券が発行されないのが原則になったと聞いたのですが。  
**弁護士** この点も大きな改正点の一つです。定款に株券を発行すると定めた場合に限り発行されることになりました。  
**Aさん** 株券が発行されない場合の株式の譲渡はどのようにして行われるのですか。  
**弁護士** 株券がありませんので、従来のよう

取締役・監査役に任期がないことです。改選による登記等の手間が省けるというメリットがあります。決算公告義務がないことも簡便です。また有限会社のこれまでの商号を引き続き使用することが認められていることも印刷代などの余計な費用を省くことも済みます。これらの点を考慮して特例有限会社のままにしておく会社も多いと聞いています。

**Aさん** 特例有限会社を株式会社に移行することは認められているのですか。  
**弁護士** 認められています。名称からしてやはり株式会社の方が企業規模が大きく信用度が高いと感じる人が多いようですし、株式会社になっても前述したように企業実態に合わせた様々な制度設計が可能ですので、株式会社に移行するケースも出てきています。

**Aさん** どちらが有利か迷いますね。  
**弁護士** どちらにもメリット、デメリットがあります。双方の特徴を十分に検討して自分の会社にふさわしい選択をすべきでしょう。

◎執筆者 佐藤 裕一

阿部・佐藤協同法律事務所 弁護士  
 東北大学法科大学院教授 宮城県人事委員会委員